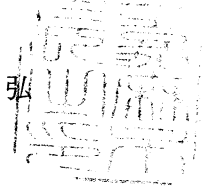


29嘉地第159号
平成29年6月30日

嘉麻市稲築地域整備協議会
会長 野見山利三 殿

嘉麻市長 赤間 幸 弘



地域整備に伴う下記事項について、嘉麻市地域整備協議会条例（平成29年嘉麻市条例第1号）第3条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 稲築地域の地域特性をいかした地域整備のあり方に関する事。
- 2 稲築地域の庁舎周辺地域の整備方針に関する事。
- 3 その他稲築地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関する事。

諮問理由

現在の分庁方式から本庁方式へ移行するにあたり、従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され発展することが重要であります。市ではこのことを重要な課題と位置付け、「嘉麻市庁舎課題に関する基本計画（骨子案）」の中において、既存庁舎や周辺の利活用についても計画したところでありますが、平成28年2月17日の「嘉麻市新庁舎施設整備等審議会」の答申の中で、「支所の設置場所、内容及び防災機能、災害時における支所の対応並びに地域の活性化の方向性等については、各種協議会等と連携し、地域の住民と協議・検討を行うこと。」と示されたことにより、各地域に協議会を設置し、支所のあり方、庁舎資産の活用方法等について、住民の方々と協議、検討を行うことといたしました。

財源の乏しい本市においては、既存庁舎の除却や支所の設置に対する有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急な対応が必要であること、また、稲築地域の特性をいかした地域づくりを行うため、地域整備基本計画（案）を策定し、貴協議会にて協議いただくことといたしました。この取り組みは、本市の将来のまちづくりを行う上で、重要な役割を担うものと考えられます。

以上のことから、貴協議会におかれましては、より良い地域の発展を形とできるような、稲築庁舎周辺の活性化につきまして、大所高所からの調査協議をお願いし、地域整備の取り組みに対し、答申を賜りたく諮問する次第であります。